

にいがた食の安全・安心 基本計画を改定しました

(計画期間：令和4年度～6年度)

県では「にいがた食の安全・安心条例」に基づく計画を平成19年に策定し、食の安全・安心に関する取組を進めてきました。

このたび、**県民の皆様の御意見を踏まえ、第4期計画をまとめました。**



重点取組

食品衛生法改正に伴う食品営業者全体の自主衛生管理の向上

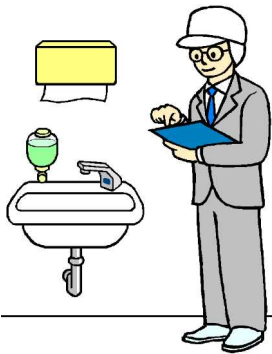
食品衛生法が改正され、令和3年から原則すべての食品営業者に「**HACCPに沿った衛生管理**」や営業の届出等を求める制度が始まりました。

営業者に新制度の普及を図るとともに、それが消費者の安心につながるよう取組状況を発信していきます。

施策の体系

視点1
安全な
食品の提供

見える安全



| | |
|---|---------------|
| 1 | 安全な農作物等の提供の推進 |
| 2 | 安全な畜産物の提供の推進 |
| 3 | 安全な水産物の提供の推進 |
| 4 | 安全な加工食品の提供の推進 |
| 5 | 食品等の適正な表示の徹底 |
| 6 | 危機管理体制の整備 |

視点2
食の安全・安心
を育む信頼関
係の確立

知る安心



| | |
|----|------------------------|
| 7 | 県及び食品関連事業者からの情報発信の推進 |
| 8 | 消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進 |
| 9 | 食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進 |
| 10 | 食の安全・安心に係る人材の育成 |